

11 管 理 課

(1) 医療課、福祉指導課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所の所掌事務に関する総合調整等

① 概要

管理課は、医療課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所が所掌する保険医療機関等医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等及び福祉指導課が所掌する社会福祉法人等に対する指導・監査等の業務の実施に関する計画の調整、進捗管理及び分析等を行っています。

(2) 医療法人の定款変更等の認可等

※当該業務は平成 27 年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

医療法人のうち、一つの都道府県の区域内で病院等を開設する法人は都道府県等が所管し、二つ以上の都道府県の区域で病院等を開設する法人については、厚生労働省が所管しています。

近畿厚生局では、厚生労働省が所管する医療法人のうち、管内 2 府 5 県に主たる事務所を置いているものについて、病院等の開設、廃止などによる定款（寄附行為）変更の認可、各種届出の受理、法令・定款に違反している疑いのある場合の立入検査等の業務を行っています。（設立、合併、解散の認可業務は厚生労働省医政局指導課で行っています。）

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等を移譲することを目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）が平成 26 年 6 月 4 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日より施行されました。

同法律の施行により、厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、近畿厚生局が行っていた医療法人の定款変更等の認可等に係る事務・権限については、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県へ移譲しました。

② 実績

	H25. 4. 1 現在	H26. 4. 1 現在	H27. 3. 31 現在
近畿厚生局が所管する医療法人数	135 法人	139 法人	144 法人

	24 年度	25 年度	26 年度
定款（寄附行為）変更の認可件数	64 件	81 件	80 件
うち所管が府県から厚生労働省となったもの	11 件	9 件	17 件
所管が厚生労働省から府県となったもの	6 件	5 件	10 件

(3) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

医療法人が特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、特定医療法人承認申請時及び各事業年度ごとに、租税特別措置法の規定に基づく厚生労働大臣の証明書を所轄税務署を経由して国税庁に提出することとされています。

近畿厚生局では、医療法人が一定の基準（租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	24 年度	25 年度	26 年度
証明書の交付件数	70 件	74 件	72 件

(4) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

無料または低額診療等を行う公益法人等のうち、一定の要件を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除かれ非課税となる制度が設けられています。（法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ワまたはタ）

近畿厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるために必要となる、一定の要件（法人税法施行規則第 5 条第 6 号または第 6 条第 4 号及び第 7 号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	24 年度	25 年度	26 年度
証明書の交付件数	16 件	20 件	23 件

(5) 国民健康保険の保険者等への指導監督

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成 26 年度）

9 月から 12 月までの間、管内の 7 府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

府県及び対象市町等：7 府県、7 市、5 連合会

- ・福井県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・越前市
- ・野洲市
- ・宇治市
- ・枚方市
- ・赤穂市
- ・上牧町
- ・御坊市
- ・福井県国民健康保険団体連合会
- ・滋賀県国民健康保険団体連合会
- ・京都府国民健康保険団体連合会
- ・奈良県国民健康保険団体連合会
- ・和歌山県国民健康保険団体連合会

(25年度 7府県、7市町、2連合会)

(24年度 7府県、7市町、5連合会)

(6) 後期高齢者医療保険の保険者等への指導監督

① 概要

後期高齢者医療保険の保険者等に対し、後期高齢者医療保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成26年度）

9月から12月までの間、管内の7府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

府県及び対象市町等：7府県、7市、7広域連合、5連合会

- | | | |
|-------|------|------------------|
| ・福井県 | ・越前市 | ・福井県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・福井県国民健康保険団体連合会 |
| ・滋賀県 | ・野洲市 | ・滋賀県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・滋賀県国民健康保険団体連合会 |
| ・京都府 | ・宇治市 | ・京都府後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・京都府国民健康保険団体連合会 |
| ・大阪府 | ・枚方市 | ・大阪府後期高齢者医療広域連合 |
| ・兵庫県 | ・赤穂市 | ・兵庫県後期高齢者医療広域連合 |
| ・奈良県 | ・上牧町 | ・奈良県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・奈良県国民健康保険団体連合会 |
| ・和歌山県 | ・御坊市 | ・和歌山県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・和歌山県国民健康保険団体連合会 |

(25年度：7府県、7市町、7広域連合、2連合会)

(24年度：7府県、7市町、7広域連合、5連合会)

(7) 社会保険診療報酬支払基金支部への指導監督

① 概要

社会保険診療報酬支払基金支部に対し、社会保険診療報酬支払基金支部が行う業務について、適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成26年度）

社会保険診療報酬支払基金和歌山支部、社会保険診療報酬支払基金奈良支部及び社会保険診療報酬支払基金京都支部の3支部において、実地監査を行いました。

(24年度：2支部、25年度：2支部)